



2022~2023

# よくわかる 農業者年金

かしこく積立!  
かしこく節税!

わかる  
POINT 1

## 長生きには生活の備えが必要です。



**Q** 農家の老後は何年くらい？  
生活費はどのくらいかかるのですか？

**A** 農業者は日本人平均より3歳長生き。  
老後生活は男性22年、女性27年あります。  
高齢農家の生活費は月額23~24万円です。

日本人の平均寿命(ゼロ歳児の平均余命)は	男性 81歳	女性 87歳
65歳の日本人の平均余命は	男性 84歳(約19年)	女性 89歳(約24年) <small>(厚生労働省令和3年度簡易生命発表)</small>
農業者の平均余命は	男性 87歳(約22年)	女性 92歳(約27年)
健康面で支障なく日常生活を送れる年齢(健康寿命)は	男性 約72歳	女性 約75歳 <small>(厚生労働省2016年発表)</small>

高齢夫婦無職世帯(※1)の生活にかかるお金 約25万円/月

※夫が65歳以上妻が60歳以上の夫婦一組の無職世帯 令和3年総務省家計調査より

高齢農家(※2)の生活にかかるお金 22~23万円/月

※世帯主が65歳以上の高齢夫婦のみの世帯



### 老後の備えにはいろいろあるが…

こんな心配も…。

- ①生涯現役で農業を続ける  
→年齢とともに病気や怪我で思うように働けないことも…。
- ②貯蓄を使っていく  
→使えば減る。何歳まで生きるか誰にもわからない。
- ③子どもに扶養してもらう  
→子どもに負担をかける。子の事情で継続できないことも…。

### 一人ひとりの年金が、老後には何より大切

年金があれば…。

- ①働けなくなっても、収入の道が確保できる。
- ②終身年金なら、生きている間は決まった日に決まった金額が必ず入ってくる。
- ③自分で自由に使えるお金を確保できる。

わかるPOINT 2

# 農家のみなさん、 老後の備えは万全ですか？



**Q** 老後が心配です。  
農家の年金はどうなっているのですか？

**A** 全国民に共通した国民年金(老齢基礎年金)があります。  
しかしそれだけでは十分とはいえません。

老齢基礎年金の額は、40年満額納付の場合  
年額777,800円(令和4年4月～)となり、受給期間は終身です。

●農家夫婦の場合

夫 老齢基礎年金+妻 老齢基礎年金=夫婦収入 約156万円/年、約13万円/月

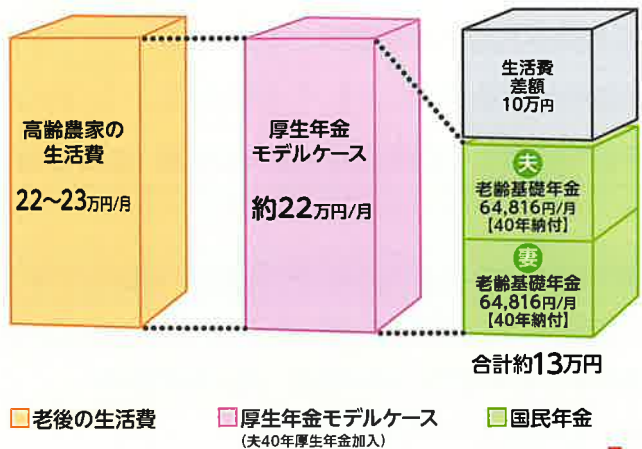
●サラリーマンの夫婦の場合(定年退職したサラリーマン+専業主婦の妻)

夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額=夫婦収入 平均約265万円/年、約22万円/月

### 上乗せ年金としての農業者年金

農家もサラリーマン並みの年金を受給して安心  
老後を送れるように、上乗せ年金として、農業  
者だけが加入できる農業者年金制度がありま  
す。農業者年金は、公的な支援や税制面での優  
遇措置があり、農業者にとってメリットのある公  
的年金制度です。

●高齢農家の家計費とサラリーマン夫婦と農家夫婦の年金額比較



農家のための年金があるんだ





**わかる3 POINT**

# 農業者年金は少子高齢化に強い積立方式(確定拠出型)の年金



**Q 農業者年金は安心して加入できるんですか？**

**A 積み立てた保険料とその運用益によって自分が将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」なので、少子・高齢化時代に強い。**

農業者年金は積立方式。賦課方式(受給者に支払う年金額を現役世代の保険料で賄う方式)と異なり、自分で支払った保険料は、将来の自分の年金給付に使われます。この「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、加入者や受給者数の変化に影響を受けにくい、少子高齢時代に強い制度です。

国民年金・厚生年金(賦課方式)    農業者年金(積立方式)



## 農業者年金 安全・安心のしくみ

制度開始から20年間の運用利回りの平均は2.94%

**その1 安全性を重視した運用・管理体制**

- ・被保険者の年金資産はリスクの低い国内債券を中心に運用
- ・外部専門家中心の資金運用委員会・年金コンサルタントを活用した管理体制

**その2 運用の特徴**

年金原資の額が運用結果により事後的に決定。運用結果は、債券や株式が経済や金融などの動きと関係が深い為、影響を受けて成績がプラスになる年だけでなく、マイナスになる年がどうしても発生しますが、長期的に運用することにより、安定的な利回りを確保することが期待されます。

**その3 毎年の積立・運用状況を加入者に通知**

個人ごとの年金試算の積立・運用状況を毎年個人宛に通知。

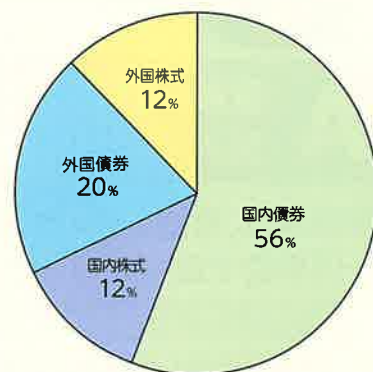
**その4 制度の運営経費はすべて国費で負担**

民間と違い、運営経費を加入者の保険料の一部で負担しない(国費で負担)。

**その5 マイナス運用に備えるしくみ**

- ・65歳以降の年金裁定時、仮に付利累計がマイナスとなって年金原資が保険料合計額を下回る場合、マイナス分を補う付利準備金の仕組みがあります。
- ・付利準備金とは、一定以上の運用実績のとき、運用益から少しずつ積立して、マイナス運用のリスクに備えているものです。

●農業者年金の資産運用方法(被保険者ポートフォリオ)



(令和4年7月以降)

注: 受給権者経理の資産運用は国内債券100%

●年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
運用利回り(%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26	+4.75	+1.71	-2.08	+10.82	+2.39

わかる  
POINT 4

加入・脱退が自由。いつでも見直せる保険料。  
掛け捨てがありません。



Q どんな人が加入できるのですか？

A 次の3つの条件を満たす方なら誰でも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事する方
- ②国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
- ③20歳以上60歳未満(国民年金任意加入者であれば65歳未満も可)

農地の権利名義を持っているかどうかは無関係です。農業に従事する者であれば、  
経営主はもちろん配偶者や後継者も男女に関係なく加入できます。

農業に従事してる人なら  
誰でも入れる安心の制度なんです



Q 保険料や加入・脱退については  
どうなっているのですか？

A 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。  
加入・脱退・再加入も自由なので自分のペースで将来に備えられます。

保険料は、月額2万円(35歳未満の一定要件を満たす方は月額1万円～)から6万7千円まで  
千円単位で自由選択でき、1ヶ月単位で見直せます。

- 農業経営の状況に応じて、ゆとりのないときは、保険料を低く、ゆとりが  
できたら保険料を高く設定することが可能です。
- 毎月決まった収入ではない為、農業者年金専用口座を設け、収入がある  
ときに未納を含めて支払っている例もあります。

※農業者年金加入時には国民年金付加年金(保険料月額400円)の同時加入が必要です。

### 加入・脱退は自由。

農業者年金は脱退した場合、脱退一時金がありませんが、加入期間に関わらず(たとえ1か月の加入でも)、それまでに積み立てた保険料は運用され続け、将来必ず年金として支給されます。

※ただし、政策支援の国庫補助分について受給する場合は20年以上の納付期間が必要です。

へえ～!  
自分のペースで無理なく  
積み立てられる制度なんです～!





# 80歳までの保証がついた終身年金



**Q** 年金給付についてはどうなっているのですか？

**A** 65歳から終身受給できます。万が一80歳前に亡くなった場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。

農業者年金は、65歳から終身(生涯)受取ることができます。何歳まで生きるか予測できない老後生活に、一定の所得が確保されます。(60歳から繰上受給も可能)仮に80歳前に亡くなった場合、死亡した翌月から80歳までに受取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値相当額が死亡一時金として遺族に支給されます。(掛け捨て防止)

## 農業者老齢年金

加入者が支払った保険料とその運用収入を基礎として、65歳になれば誰でも終身受給できます。

**通常加入**  
(保険料の国庫補助を受けない者)

本人の支払った  
**保険料 + 運用益**

原則65歳になったら

**農業者老齢年金**

## 死亡一時金

加入者(被保険者・受給者とも)が80歳前に亡くなった場合、現在の年金原資をもとに、65歳または死亡した翌月から80歳まで受け取る予定の農業者老齢年金額を計算。その年金額を、80歳までの期間に応じた予定利率で割り戻した金額が、死亡一時金として同一生計の遺族に支払われます。

	65歳(年金裁定)	65~79歳	80歳	平均余命 (年金裁定額の前提)
長寿の方々		年金受給	年金受給 終身	
65~80歳前に死亡	年金受給	死亡一時金を遺族へ	長寿の方々へ	
65歳前に死亡		死亡一時金を遺族へ	長寿の方々へ	

※加入年齢と亡くなられた年齢、それまでの運用益によっては、死亡一時金が払い込んだ保険料を下回ることもあります。長寿の方が終身で受給できる仕組みのため、死亡一時の年齢を80歳までとしています。

## 特例付加年金

国庫補助についての詳細は ▶ P6

**政策支援加入**  
(保険料の国庫補助を受けた者)

国庫補助 + 運用益  
本人の支払った  
**保険料 + 運用益**

経営継承すると

**特例付加年金**

原則65歳になったら

**農業者老齢年金**

### 経営継承ってどうするの？

農地や農業施設を持っている方はその権利を後継者や第三者に処分(移転・設定等)、農業経営から引退すること。農地等の権利を持たない配偶者については、家族経営協定を破棄または変更し、共同経営の立場を削除すること。

**わかる  
POINT 6**

# 国からの保険料補助がある 唯一の政策年金



**Q** 農業の担い手が加入すると何かメリットがありますか？

**A** 月額で最高1万円の国庫補助がある「政策支援加入」があります。

若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る人や、家族がそろって加入する場合を支援するため、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助があります。

## 政策支援

国民年金第1号被保険者の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

※20年間の保険料納付要件があります。

●保険料の国庫補助対象者と補助額 ※政策支援加入期間中の保険料額は2万円に固定されます。

区分	必要な要件	35歳未満		35歳以上	
		本人支払額	国庫補助	本人支払額	国庫補助
1	認定農業者で青色申告者				
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円	10,000円 (5割)	14,000円	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と、家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者				
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	14,000円	6,000円 (3割)	16,000円	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者			—	—

家族経営協定を結んでる母さんもオレも国庫補助受けられるから助かる～



同一家族内で、要件を満たせば何人でも補助が受けられます。

## ●保険料の国庫補助期間

- ① 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間。
- ② 35歳以上であれば10年以内。
- ※①と②を通算して最長20年。

例: 区分1で20歳加入の場合

- ① 20歳加入なら35歳までに15年間 15年間×1万円×12ヶ月=180万円
- ② 最高20年なので残り40歳まで5年間 5年間×6千円×12ヶ月=36万円

①と②を通算して最長20年以内



※国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合や要件に該当しなくなった場合は通常の保険料に変更になります。JAにて変更のお手続きが必要となります。



# 公的年金ならではの！ 加入から受給まで、税制面での優遇があります。



**Q** 農業者年金には、  
税制面でのメリットがありますか？

**A** 支払った保険料は全額社会保険料控除だから、節税効果あり。  
年金資産の運用益も非課税。  
受け取る年金も公的年金等控除の対象。  
死亡一時金は非課税。

## 支払った保険料額の15～30%程度分、所得税・住民税が安くなる

農業者年金の保険料は、国民年金や健康保険の保険料と同じように「社会保険料控除」として所得から全額控除になりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。適用される税率や保険料額によって差がありますが、農業者年金に支払った保険料の15%～30%が節税となります。

### ●保険料支払いによる節税効果試算例

#### 課税所得が150万円(税率15.1%)の場合の税額

##### ①農業者年金に未加入

150万×15.1%=22万6千円

##### ②農業者年金に加入

※保険料月額2万円、年額24万円の場合

(150万円-24万円=126万円)×15.1%=19万円

##### 節税額

**3万6千円**  
(支払った保険料の15%)

◎民間の個人年金保険の場合、税制上「個人年金保険料控除」の上限は、所得税で4万円、住民税で2.8万円です。(H24以降保険契約の場合)

### ●保険料支払いによる節税効果試算例

課税所得	税率	通常加入		
		政策支援 月額1万円 (年額12万円)	月額2万円 (年額24万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
195万以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195～330万	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330～695万	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

●保険料を運用して得られる  
収益(運用益)は非課税です。

●受け取る年金も  
公的年金等の控除対象です。

注) 保険料支払い後も、税率に変更がないものとして試算しています。  
百円単位は切り捨て。税率=所得税・個人住民税・復興特別所得税(所得税の2.1%)を含む。

## 家族で加入すれば、ひとりひとりの年金を確保しながら大きな節税が出来ます。

経営主と一緒に生活する配偶者、後継者の保険料をまとめて支払った場合、その合計が経営主の所得から控除できるため、大きな節税効果が期待できます。

### ◎前納保険料の確定申告について

翌年保険料の前納納付制度があります。前納納付保険料については、今年分・来年分どちらで確定申告してもかまいません。

所得の多い年は、2年分の保険料を社会保険料控除することで、節税効果を高めることができます。





## Q 農業者年金に加入すると いくら上乗せできるの？

**A** JA各支店、各農業委員会でああなたの将来の年金額を  
いつでも試算できます。

実際の年金額は運用成績により変動するため、将来の年金額を約束するものではありませんが、一定の条件のもと、年金額を試算できます。

年金額シミュレーションは  
下記のHPで可能です。

<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索



●農業者年金の年金額試算(保険料月額2万円、運用利回り2.5%の場合)

単位未満を切り捨てにより表示

加入年齢	納付期間	保険料総額	年金額(男)		年金額(女)	
			年額	平均的な総受給額	年額	平均的な総受給額
20歳	40年	960万円	76.0万円	1,634万円	64.0万円	1,729万円
25歳	35年	840万円	62.5万円	1,344万円	52.7万円	1,422万円
30歳	30年	720万円	50.4万円	1,084万円	42.5万円	1,147万円
35歳	25年	600万円	39.6万円	851万円	33.3万円	900万円
40歳	20年	480万円	29.8万円	642万円	25.1万円	679万円
45歳	15年	360万円	21.1万円	454万円	17.8万円	481万円
50歳	10年	240万円	13.3万円	286万円	11.2万円	302万円
55歳	5年	120万円	6.3万円	135万円	5.3万円	143万円

注) この試算は、65歳までの運用利回りを2.5%、65歳の年金裁定時の予定利率を0.3%とした場合の通常加入の年金試算です。  
予定利率0.3%は、農林水産省告示(R4.4.1施行)により定められている率です。  
平均的な総受給額は、男性86.5歳、女性92.0歳(平均的な死亡年齢)までの年金の受給総額を表します。

### 参考 国民年金の死亡に係る給付

#### ●遺族基礎年金

子(18歳・障害のある場合20歳まで)のある配偶者、または子が受給。

→高齢夫婦はほぼ受給できない。

#### ●死亡一時金

保険料36月以上納付した方で年金を受給せず死亡した場合のみ遺族が受給。

→420月以上納付の320,000円が最高額。受給開始後の死亡は受給できない。

※尚、受給には詳細要件があります。詳しくは日本年金機構へお問い合わせください。



**加入のお申込み、お問い合わせはお住まいの市町村のJA支店または農業委員会へ**

★この資料は概要を説明したものです。ご加入の際には、「農業者年金に関する重要事項のご案内」を必ずご覧ください。

発行: 沖縄県農業協同組合 組織活性部 TEL:098-831-5157 沖縄県那覇市壺川2-9-1(JA会館)